

令和3年9月

お客さま 各位

豊橋信用金庫

カードローン契約規定改訂のお知らせ

平素は、当金庫に格別のご愛顧を賜りまして、厚く御礼申し上げます。
さて、令和3年7月30日にご案内のとおり、しんきん保証基金保証付カードローンの契約規定を改訂いたしましたのでお知らせします。
なお、改訂後の本規定は、改訂前よりお取引いただいているお客様にも適用いたします。
誠に勝手ではございますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

記

1. 改訂する規定

- (1) カードローン契約規定（残高スライド型定例返済用）
- (2) 教育カードローン契約規定
- (3) 全期間当座貸越型教育カードローン契約規定

2. 改訂日

令和3年9月1日（水）

3. 改訂内容

「費用の負担」および「報告および調査」条項の保証人に関する文言の削除

- カードローン契約規定（残高スライド型定例返済用） 第18条（費用の負担）
- 教育カードローン契約規定 第20条（費用の負担）
- 全期間当座貸越型教育カードローン契約規定 第21条（費用の負担）

※（3）の「借主または保証人」の文言を、「借主」に変更します。（下線部分が変更点）

- (3) 借主に対する権利の行使または保全に関する費用

○カードローン契約規定（残高スライド型定例返済用） 第 21 条（報告および調査）

○教育カードローン契約規定 第 23 条（報告および調査）

○全期間当座貸越型教育カードローン契約規定 第 24 条（報告および調査）

※ 1. の「借主および保証人」および 2. の「借主もしくは保証人」の文言を、「借主」に変更
します。（下線部分が変更点）

1. 借主は、信用金庫が債権保全上必要と認めて請求した場合には、信用金庫に対して、借主の信用状態ならびに担保の状況について遅滞なく報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。

2. 借主は、借主の信用状態または担保の状況について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがある場合には、信用金庫に対して報告するものとします。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

豊橋信用金庫 業務部

電話番号：0532-57-7109